

レンタル（自転車・シュノーケル・ライフジャケット）

利用規約・同意書

このレンタル品は、ラティエダ西表リゾート（以下当ホテル）が運営管理しています。

この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタル品を利用させていただく際に遵守していただく事項について規定しています。

このレンタル品をご利用する場合には、この規約を遵守していただくことになります。

1：個人情報の利用

本サービスの利用に関連して案内所が知り得た個人情報については、当ホテルが別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

2：利用料金

| レンタル品 | 利用時間 | 料金 |
|----------------------------|-----------------|---------|
| 自転車 | 1時間 | 300円 |
| | 6時間 | 1500円 |
| | 1日（7:00～19:00迄） | 2,000円 |
| シュノーケルセット大人SM（22.5～24.5cm） | 1日（7:00～21:00迄） | 各1,000円 |
| シュノーケルセット大人ML（25.0～27.0cm） | | |
| シュノーケルセット子供S～M・L～XL | | |
| ライフジャケット（大人/子供） | | |

3：利用期間

- 【自転車】貸出日当日7:00～19:00迄
- ◆【シュノーケル・ライフジャケット】貸出日当日7:00～21:00迄

※連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合がございます。

4：利用条件

- ◆当ホテルにご宿泊のお客様のみとさせていただきます。
※当ホテルにご宿泊されていない方への貸し出しはお断りさせていただきます。
お一人様に同時に複数台・複数個の（自転車・シュノーケルセット・ライフジャケット）を貸出することは出来かねます。

5：返却場所

- ◆必ず当ホテルのフロントに返却し、返却の際は、必ずフロントスタッフにお声掛けください。

6：故障

- 【パンク修理】
利用中に発生した自転車のパンクについては、当ホテルにすぐにご連絡ください。
当ホテル以外で修理された場合、修理にかかった料金については、利用者にてご負担いただきます。
- 【その他の自転車修理】
利用中に自転車が故障した場合は、すぐに当ホテルにご連絡ください。利用者起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。
なお、当ホテルへの事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担出来かねます。
自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当ホテルは一切責任を負いません。

◆【シュノーケルセット・ライフジャケットの破損】

必ず、レンタル品を当ホテルに返却して下さい。返却いただけない場合は弁償金（各 15,000）を申し受けます。

レンタル品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合は

レンタル期間中の料金（期間を越えていればその期間の延長料金）の他に

弁償金（各 15,000 円）を申し受けます。破損してしまった場合はすぐに当ホテルまでご連絡ください。

7：盗難・紛失

●◆利用期間中にレンタル品の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに貸し出した当ホテルまでご連絡ください。

さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合がございます。

8：事故

●◆利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当ホテルは一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた

処置をとるとともに、当ホテルに事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。

前項にかかわらず、当ホテルが第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、

当ホテルが被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

9：鍵の紛失・破損

●自転車鍵の紛失・破損された場合は、交換料として 1,500 円を頂きます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、7 項に定める違約金をいただく場合があります。

10：禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

●【自転車】

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

◆【シュノーケルセット・ライフジャケット】

- (1) 海で遊ぶときは一人で泳ぐ。
- (2) 悪天候、波高時での遊泳
- (3) シュノーケリングを行う時、ライフジャケットを着用しない。
- (4) お酒を飲んだあとに海に入る。
- (5) 海の生物に触れたり持ち帰ること
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

上記の事項を確認の上、本規約について同意いたします。

日付： 年 月 日

利用者代表者名：